

栃木県立博物館協議会委員の公募実施要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県立博物館協議会（以下「協議会」という。）の委員の公募に関して、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格及び募集定員)

第2条 応募資格及び募集定員は、次のとおりとする。

(1) 応募資格

応募資格のある者は、栃木県内に在住又は通勤若しくは通学する、満20歳以上（令和6（2024）年12月7日現在）の者とする。

また、栃木県立博物館協議会委員として参画する意欲を有し、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は議員ではないこと。

委員在任中に、応募資格に掲げた要件を喪失するに至った場合などには、解嘱することも検討する。

(2) 募集定員

募集定員は原則1名とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和6（2024）年12月7日から令和9（2027）年12月6日までの3年間とする。

(応募方法及び応募期間)

第4条 応募方法及び応募期間は、次のとおりとする。

(1) 応募方法

次の①及び②の書類を郵送又は電子メールにより、応募期間内に栃木県立博物館総務課へ提出する。なお、応募書類は返却しないものとする。

① 氏名、生年月日、性別、住所、勤務先又は通学先（名称及び所在地）、国・県・市町村の審議会等委員の経験があればその略歴、文化活動や社会教育活動等の経験があればその実績、応募理由を記載した書類（別紙「応募用紙」）

② 「博物館に期待すること」をテーマにした作文（別紙「指定原稿用紙」2枚800字以内）

(2) 応募期間

令和6（2024）年8月29日（木）から9月25日（水）まで（当日必着）とする。

(周知方法)

第5条 県民への周知は次により行うこととする。

(1) 別紙「募集案内」を、県民プラザ及び地方合同庁舎の掲示板に掲示し、また、県ホームページに掲載する。

(2) 県民だより等の県政の各種広報メディアにより広報する。

(3) 県政記者クラブに資料提供を行う。

(選考委員会)

第6条 公募委員の選考を行うため、次のとおり館内に選考委員会を置く。

(1) 選考委員会は、委員長及び委員で組織する。

(2) 委員長は、栃木県立博物館長の職にある者を、委員は、副館長及び学芸部長並びに総務課長の職にある者をもって充てる。

(3) 選考委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は次により行うこととする。

(1) 公募委員の選考は、第4条により提出された作文及び面接により行う。

(2) 別紙「選考基準」に基づき各選考委員が行う作文及び面接の評定を基に、選考委員会において、公募委員を決定する。

(3) 応募者が6名を超える場合には、作文の評定を基に、第一次選考を行い、面接を受ける者を6名以内とすることができる。

(4) 応募者が面接を受けるための旅行に要する費用は支給しないものとする。

(選考結果の公表)

第8条 公募委員を決定したときは、応募者全員に採用可否について通知するとともに、公募委員の決定については、その結果を公表する。